

仙台市医療扶助審議会運営要綱

(平成7年3月17日審議会決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市医療扶助審議会条例（昭和63年12月20日仙台市条例第126号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、仙台市医療扶助審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議の方法)

第2条 審議は、市長が提出する結核又は精神病入院要否意見書の検討、レントゲン写真の観察等によって行うものとする。

(調査依頼)

第3条 会長及び部会長は、審議に必要な時には、被保護者若しくは要保護者について調査するよう市長に要請することができる。

(部会の議決)

第4条 部会による議決は、条例第7条第2項に定める事務分掌の範囲において審議会の議決とする。

(会議の非公開)

第5条 審議会及び部会は、非公開とする。

(議事録等の作成)

第6条 審議会及び部会の次第は議事録に記載し、会長及び部会長が署名し確定する。

2 審議結果は、審査表（様式第1号）及び判定書（様式第2号）に記載し、出席委員が押捺するものとする。

3 議事録及び審査結果は、これを公開しない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉局地域福祉部保護自立支援課において処理する。

附 則

1 この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

2 仙台市医療扶助審議会要綱（平成元年8月24日審議会決定）は廃止する。

附 則（平成8年8月30日改正）

この改正は、平成8年8月30日から実施する。

附 則（平成27年4月1日改正）

この改正は、平成27年4月1日から実施する。

附 則（平成29年3月29日改正）

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（平成31年3月29日改正）
この改正は、平成31年4月1日から実施する。

年度 第 回 仙台市医療扶助審議会 結核・一般病部会審査表

No.	入外の別	福祉事務所	患者氏名	審議事項	審議会の判定	
					現診療の要否	(1, 2の場合) 療養指導の在り方について
					1. 要する 2. 要する (条件付) (理由) 3. 要しない (理由)	} ⇒
					1. する 2. 要する (条件付) (理由) 3. 要しない (理由)	} ⇒

判 定 書

年度 第 _____ 回仙台市医療扶助審議会（精神病部会）の審議の結果、別紙審査表のとおり判定する。

年 月 日

部会長 _____ 委員 印

_____ 委員 印

_____ 委員 印

_____ 委員 印

_____ 委員 印

判 定 書

年度 第 _____ 回仙台市医療扶助審議会（結核・一般病部会）の審議の結果，別紙審査表
のとおり判定する。

年 月 日

部会長 _____ 委員 印

_____ 委員 印

_____ 委員 印

_____ 委員 印

_____ 委員 印